阪和工材SUSティナフィールド小野 利用規定

（１）阪和工材 SUS ティナフィールド小野の利用について

１．利用について

当浄化センターは、神戸市、西脇市、三木市、小野市、加西市及び加東市からの下水を処理する施設として、地域の理解と協力のもと整備された下水道施設である。

下水道施設の上部空間は、環境対策を図るとともに下水道施設に親しんで頂くことにより、下水道への理解と関心を高めるためのＰＲ空間として開放する。

このため、原則、下水道施設の運転管理に支障を来さない範囲で、無料にて一般開放する。

なお、団体利用（貸し切り）の場合は、（２）によるものとする。

２．開放時間

原則：午前８時３０分～午後５時３０分

３．施設の開閉

① 開錠は午前８時３０分とし、閉錠を午後５時３０分とする。
なお、夏季（６月～８月）については、午後７時００分とする。

② 浄化センター設置地域である黍田町へは、上記時間外も含めた地域活動等との連携を図るため別途にカギを渡す。（施錠の徹底は自治会長の責任とする）

（２）貸し切り利用の場合

１．利用受付

① 優先受付（黍田町が利用の場合）・・・４ヶ月前の同日より受付を開始する。
年間３回の優先枠を設ける。
（関連６市の公共機関）※1・・・年間２回の優先枠を設ける。

② その他　（公共的な機関）※2 ・・・・３ヶ月前の同日より前日まで

※１：「関連６市の公共機関」とは、行政機関とする。

※２：「公共的な機関」とは、行政機関、保育園・幼稚園・学校は全て対象とし、社会体育における団体については、教育委員会等が特に認めた団体とする。

注１）上記の利用受付は、県及び関連６市の下水道事業促進協議会並びに加古川上流浄化センターによる催し等の利用日を除き受け付けるものとする。

注２）受付は、午前９時～午後５時の間に、当管理棟（管理事務所）において来所又は電話により行う。
電話予約の場合は、必ず２週間以内に来所を求め利用許可書を発行する。

注３）利用者の決定は、申込の先着順とし、キャンセル待ちの受付は行わない。

注４）雨天等その他の理由で当施設を利用しない場合、利用者は必ず管理事務所に連絡を入れることとする。無断でのキャンセルがあった場合は、以後の１年間において予約の受付を出来ないものとする。

２．利用時間

① 午前９時～１２時　（午前中の利用申込者）
② 午後１時～５時　（午後の利用申込者）
③ 午前９時～午後５時（１日の利用申込者）

注１）後片付けは、利用者の責任において利用時間内に行うものとする。

３．開放日（利用可能日・用途）

① スポーツ活動の場合≪４月～１２月に限定（芝生保護のため）≫
・サッカー及びフットサル等の利用とする。（野球及びソフトボールは禁止）
・練習及び試合等（審判含む）での鉄製スパイク使用（ポイント式スパイクの使用は可能）、並びに雨天時の使用は認めない。同一団体の利用は月２回までとする。
・原則、第１日曜日については、『ふれあいの日』として位置付けし、スポーツ活動での予約受付は行わない。

② スポーツ活動以外の場合（地域イベントやレジャー的※1な運動を含む）
・年末年始（12/29～1/3）以外は、利用可能とする。

※１：レジャー的な運動（ゴルフの練習等、危険を伴う運動は禁止）
【例：ﾄﾞｯｼﾞﾎﾞｰﾙ・縄跳び・ﾎﾞｰﾙﾊﾟｽ・ｷｬｯﾁﾎﾞｰﾙ等（鉄製ｽﾊﾟｲｸ禁止）】

③ 利用受付の無い日
・スポーツ活動以外での利用希望者は、利用時間内において自由とする。

４．施設の開閉

開錠は午前８時３０分とし、閉錠を午後５時３０分とする。
なお、夏季（６月～８月）については、閉錠を午後７時００分とする。ただし、午後５時以降については、予約者の優先利用は認めない。

５．利用可能範囲

原則、常に半面使用とし、残りの半面は芝の養生にあてる。
随時芝の状況を見ながら使用面を変更し利用する。（ロープ等で区切る）

６．その他

ライン用の石灰については、天然芝の保護の観点から使用材料を統一し、利用者に原価で費用負担、もしくは同一品の持込をお願いする。
資機材（ゴール、フラッグ、コーン、ラインマーカー等）の持込利用について、施設管理、利用上等支障が無いと認められるものは持込を認めるものとする。

（３）利用上の注意事項

１．注意事項

① 危険及び迷惑的な行為と判断される利用については、施設の利用を禁止するものとする。芝生を大切に利用頂くため著しく損傷を伴う利用は禁止。
【例：ﾊﾞｲｸ・自転車・花火・犬の散歩・ﾊﾞｰﾍﾞｷｭｰ等】

② 芝生保護のため、芝生広場内は鉄製スパイクの着用は禁止。

③ 施設保護のため、外周通路はスパイクでの通行等は禁止。

④ 雨天時や雨天後等、施設不良の場合の利用については、管理事務所の判断により使用制限または中止にする。

⑤ 無許可での独占的利用、営業行為等は禁止。

⑥ 下水道施設の運転管理に支障を来すような行為は禁止。

⑦ 施設の利用中に事故等が発生した場合、利用者の責務において対処いただくものとする。ただし、救急用品の貸し出し等の応急処置は行うが、それ以後の処置については、利用者の責務において対処いただくものとする。

⑧ 駐車場の利用にあたっては施錠の開閉時間を徹底し、原則、施設利用者以外の利用は認めない。また、駐車場内での事故及び盗難等のトラブルについては、一切の責任を負わないものとする。

※この規定は、平成２４年　６月　１日から施行する。

※一部改正は、平成２６年　６月　１日から施行する。

※一部改正は、平成２７年　９月　１日から施行する。